# 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

一財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(3)―

坂 柳 明

1. はじめに—「(継続企業の前提に関する) 重要な不確実性の影響」の 合理性と監査上の実務指針及び開示指針で想定されている「継続企業 の前提が疑わしい」状況の範囲の明確さについての考察

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(継続企業(going concern)<sup>1)</sup>の前提)が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が債務超過の状態にある場合、あるいは債権者による財務 的支援の打切りの兆候が見られる場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」

<sup>1)「</sup>継続企業」との関係で、AAA (1957,537)では、「企業の継続性」として、次のことが記されている。そこでは、「企業が将来にわたって事業活動を継続すること」が想定されている、と理解できる。

<sup>「「</sup>継続企業」の概念は、一般的な企業の状況の継続性を前提とする。反証がなければ、その事業体は、無限に事業を行っている状態である、と見られる。事業活動及び経済の状況は、絶えず変化しているが、その概念は、現在ある計画及び予定が、完了するまで実行されることを可能にするために、支配的な環境上の状況が、遠く将来まで十分に持続することを想定する。このように、その企業の資産は、それらが取得された一般的な目的のために、継続して有用性を持つことが期待され、そしてその負債は、満期に支払われることが期待される。

重要な活動の終了が、自信をもって予測され得る限りにおいて、継続性の前提の部分的な、又は完全な放棄が適切である。そうでなければ、その前提は、企業の状態及び業績を表示するための合理的な基礎を提供する。」

状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四報告基準 六継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)と規定されている。この規定によると、「継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するとき」に、監査人は、「継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するとき」に、監査人は、「継続企業の前提に関する事項」について、監査報告書に「追記」することを求められる<sup>2)</sup>が、制度上の規定とは別に、研究上の議論においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断した上で、無限定適正意見(無限定意見)を表明する場合に、「継続企業の前提に関する事項」を監査報告書に記載する余地があるかどうかが問題になる。

この「継続企業の前提に関する事項」との関係で、本稿では、まず次の2つの問題を考察する。1つ目は、①:監査基準委員会報告書570(日本公認会計士協会(2011c))及び監査・保証実務委員会実務指針第85号(日本公認会計士協会(2011a))に見られるところの、「重要な不確実性の影響(を財務諸表に反映していない)」(又は「重要な不確実性の影響(は財務諸表に反映されていない)」)が、何を意味しているのか、という問題である。また、2つ目は、②:「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断しており、監査上の「除外事項」31は

<sup>2)</sup> 監査報告書への「追記」を監査人に求める制度の目的としては、経営者が行う開示について、利害関係者への「注意を喚起する」こと、が考えられる。「注意を喚起する」という考えを採用している制度については、坂柳(2014,72)の脚注2を参照。

<sup>3)</sup> 本稿では、様々な文献・制度を踏まえ、(1):一般に認められた会計原則(会計基準) に照らして、金額的に重要な虚偽であることが監査人に確かめられたところの財 務諸表項目、及び(2):「監査範囲の制限」があった場合に、金額的に重要な虚偽が あるかどうかを監査人が確かめることができなかったところの財務諸表項目を「除

なく,継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として,「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり,その資産の見積もりの合理性を監査人が判断できない状況」 $^{4}$ もない場合 $^{5}$ に,その監査人が対応を決定する上で,当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を,「財務諸表に与える(与えている)影響」として考慮する余地があるのか,という問題である $^{6}$ 。

以上に示した①~②の問題は,紙幅の都合により,坂柳(2014)及び坂柳(2015)では考察できなかった。そこで、第2節では、日本公認会計士協会(2011c)の内容を理解するために、(1):「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」が何を指しているのか、及び(2):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と異なる内容を指しているのか、という問題を考察した上で、上記の①~②の問題を考察する。この①~②の問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑

外事項」と定義する。

<sup>4)</sup> この状況が存在し得ることについては、坂柳(2012, 218-227)を参照。この状況が存在する場合には、財務諸表上の資産の見積もりの合理性を監査人が判断できないので、その財務諸表は、「潜在的な重要な虚偽表示」という意味の未確定の影響を受けている。と言える。

<sup>5)</sup> 本稿の以下の議論では、紙幅を節約するために、必要に応じて、本文中の「監査上の除外事項はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積もりの合理性を監査人が判断できない状況」もない」という、監査人の対応を決定するための前提についての記述を省略する。

<sup>6) 2009</sup>年の監査基準改訂後に改正された,「継続企業の前提が疑わしい場合」に適用される開示規定を対象とした場合の、本文で示した①~②の問題については、坂柳(2015, 159-168)で考察した。ここでの「2009年の監査基準改訂後に改正された,「継続企業の前提が疑わしい場合」に適用される開示規定」は、(1):「財務諸表等の用語,様式及び作成方法に関する規則」の8条の27(2009年4月20日改正)(坂柳(2015, 159)の[制度4-1]を参照),及び(2):日本公認会計士協会(2009a)の「7.継続企業の前提に関する注記」(坂柳(2015, 160)の[制度4-2]を参照),そして、(3):日本公認会計士協会(2009a)が示している,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」(第3節の(2)の「制度3-2](1)~(3)を参照)である。

わしい」場合に、注記に開示される内容、及び監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、上に示した①~②の問題の考察は、重要である。

他方、先に示した現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業の前提に関する事項」との関係で、本稿の第3節の(1)~(3)では、[1]:第2節及び第3節の(1)に示すところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の監査報告書の強調事項(追記情報)についての記載例や文例、及び [2]:第3節の(2)に示すところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の参考文例に対して、次の疑問に基づいて、後に示す③の問題を提起する。それは、これらの監査上の実務指針及び開示指針に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、これらの監査上の実務指針及び開示指針に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出すことはないのか、という疑問である。

この疑問に基づいて、第3節の(1)~(3)では、次の問題を提起する。それは、③:これらの監査上の実務指針及び開示指針において、例えば、第3節の(1)で示すような、ある会計期間に「純損失」が計上されている状況や、期末時点での「債務超過」の状況のように、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」(以下、「Iの状況」とする)とは異なる状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、例示される余地はあるのか、あるとしたら、それはどのような状況なのか、という問題である。

この問題について、上記の  $[1] \sim [2]$  に示した監査上の実務指針及び開示指針において、上で述べた「I の状況」とは異なる状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として例示される余地があるのに、そのような例示がなされていなければ、次の問題が生じる可能性がある。それは、上記の  $[1] \sim [2]$  に示した監査上の実務指針及び開示指針において、そのよ

うな例示がなされていないことを原因として、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」の範囲が、監査人及び経営者に狭く理解されることによって、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」はずの状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせない」状況として、財務諸表の注記及び監査報告書の強調事項(追記情報)を通じて、利害関係者に伝達されることになる、という問題である。

この問題が生じるかどうかは、上記の「Iの状況」とは異なる状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、上記の監査上の 実務指針及び開示指針において例示される余地があるかどうかに依存するの で、この問題が生じるかどうかを見極めるためには、先ほど示した③の問題の 考察を行う必要がある。この③の問題の考察は、第4節の(1)で行われる。

そして、第4節の(1)では、株式会社エムジーホームの2009年個別財務諸表の注記及び監査報告書の記述を踏まえて、「Iの状況」とは異なり、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況に見られるような、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況を想定できることを示し、このような「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」(以下、「IIの状況」とする)が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、上記の監査上の実務指針及び開示指針において、例示される余地があることを示す。そして、第4節の(2)では、第4節の(1)の議論から派生して、次のことを指摘する。

それは、世界長株式会社の2003年連結財務諸表の注記及び監査報告書の記述を踏まえると、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況に見られるような、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況を想定することができる、ということである。その上で、第4節の(2)では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問

題にされていないところの、(1):日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(イ)追記情報の内容」に見られる、「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」、及び(2):日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」で示されているような、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として、上記の「Ⅱの状況」が例示される余地があることを示す。

このように、第4節の(1)~(2)では、以上に述べた意味で、監査上の実務指針及び開示指針において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況の形に見られる、「継続企業の前提が疑わしい」状況の範囲は明確にされているか、という問題が考察される。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

# 2. 「(継続企業の前提に関する) 重要な不確実性の影響」を監査報告書 に記載しないことの合理性

まず、日本公認会計士協会(2011c)の17項では、「6. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが重要な不確実性が認められる場合」の監査人の対応が、次のように記されている([制度2-1])。この[制度2-1]では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められると結論付ける場合」に、監査人は、「(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、及び当該事象又は状況に対する経営者の対応策について、財務諸表における注記が適切であるかどうか」について、及び「(2) 通常の事業活動において資産を回収し負債を返済することができない可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることについて、財務諸表に明瞭に注記されているかどうか」について、判断することが求められている。

また、監査報告書に「追記」することが求められる「継続企業の前提に関する事項」との関係で、日本公認会計士協会(2011c)の18項([制度 2-2])では、監査人は、「無限定意見」を表明する場合に、「(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることを強調する」ために、及び「(2) 第17項([制度 2-1] を参照―筆者注)に記載されている財務諸表における注記に注意を喚起する」ために、「監査報告書に強調事項の区分を設けなければならない」ことが示されている。

#### [制度 2-1] 一日本公認会計士協会(2011c), 17項

「監査人は、その状況において継続企業を前提として財務諸表を作成すること が適切であるが、重要な不確実性が認められると結論付ける場合に、以下につい て判断しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況,及び当該事 象又は状況に対する経営者の対応策について,財務諸表における注記が適切で あるかどうか。
- (2) 通常の事業活動において資産を回収し負債を返済することができない可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることについて、財務諸表に明瞭に注記されているかどうか。…」(傍線筆者)

#### 「制度2-2] —日本公認会計士協会(2011c), 18項

「財務諸表における注記が適切な場合,監査人は,無限定意見を表明し,以下のために監査報告書に強調事項の区分を設けなければならない。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることを強調する。
- (2) 第17項に記載されている財務諸表における注記に注意を喚起する (監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」を参照)。…」(傍線筆者)

他方,この[制度2-1]及び[制度2-2]を含め、日本公認会計士協会(2011c)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、同A1項([制度2-3])で例示されているが、この「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」との関係では、次の問題が生じる。それは、[制度2-1]及び[制度2-2]を含め、日本公認会計士協会(2011c)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」が、何を意味しているのか、という問題である<sup>7)</sup>。

#### 「制度2-3] 一日本公認会計士協会(2011c). A1項

#### 「財務関係

- ・債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ・返済期限が間近の借入金があるが、借換え又は返済の現実的見通しがない、又 は長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存している状態
- ・債権者による財務的支援の打切りの兆候、又は債務免除の要請の動き
- ・過去の財務諸表又は予測財務諸表におけるマイナスの営業キャッシュ・フロー
- ・主要な財務比率の著しい悪化. 又は売上高の著しい減少
- ・重要な営業損失
- ・資産の価値の著しい低下、又は売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ・配当の遅延又は中止
- ・支払期日における債務の返済の困難性
- 借入金の契約条項の不履行
- ・仕入先からの与信の拒絶
- ・新たな資金調達の困難性,特に主力の新製品の開発又は必要な投資のための資金調達ができない状況

<sup>7)「</sup>不確実性」は、日本公認会計士協会 (2011b) の「付録2:用語集」において、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」と定義されているが、この定義では、「継続企業の前提が疑わしい状況」において固有に問題になる点、即ち、後述するような、「特定の事象が発生することによって、その会社の事業の継続に影響を与える」という点が、特に強調されているわけではない。従って、日本公認会計士協会(2011c)の内容を理解しようとする場合に、上記の定義を用いることはできない。

#### 営業関係

- ・経営者による企業の清算又は事業停止の計画
- ・主要な経営者の退任、又は事業活動に不可欠な人材の流出
- ・主要な得意先、フランチャイズ、ライセンス若しくは仕入先、又は重要な市場 の喪失
- ・労務問題に関する困難性
- ・ 重要な原材料の不足
- ・強力な競合企業の出現

#### その他

- ・法令に基づく重要な事業の制約,例えば自己資本規制その他の法的要件への抵 触
- ・巨額な損害賠償の履行の可能性
- ・企業に不利な影響を及ぼすと予想される法令又は政策の変更
- ・付保されていない又は一部しか付保されていない重大な災害による損害の発生
- ・ブランド・イメージの著しい悪化」(傍線筆者)

この問題を考察する上で、[制度2-3]を参照すると、例えば、(1):「借換え又は返済」が行えないこと、(2):「債権者による財務的支援」が得られないこと、(3):「売却を予定している重要な資産の処分」ができないこと、(4):「支払期日における債務の返済」ができないこと、(5):「新たな資金調達」ができないこと、(6):「巨額な損害賠償」を行わなければならないことが、一このような事象が、複数あることもある一「会社の事業の継続に影響を与えること」が想定できる。そうすると、①:期末時点においては、「将来に発生する事象の結果が決定されていない」という意味の「不確実な」状況があり、②:日本公認会計士協会(2011c)や本稿において想定する意味があるのは、将来に特定の事象が発生する可能性(確率)が低くはなく、一定程度以上ある状況であることを考慮し、③:例えば、上の(1)~(6)で示したような特定の事象が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定すると、[制度2-1]及び[制度2-2]を含め、日本公認会計士協会(2011c)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」については、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性

が一定程度以上ある状況 $|^{8}$ と解釈することができる $^{9}$ 。

他方、[制度 2-2]によると、監査人は、「監査報告書に強調事項の区分を設けなければならない」(傍線筆者)が、ここでの「強調事項の区分」に記載される事項は、日本公認会計士協会(2011c)のA20項([制度 2-4])の(1)~(4)に記されており、[1]:この[制度 2-4]の「(4)」においては、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」が示されている。また、[2]:日本公認会計士協会(2011c)のA21項([制度 2-5])では、「強調事項区分の記載例」が示されているが、この[制度 2-5]においては、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない」との記述が示されている。

#### 「制度 2-4] 一日本公認会計士協会 (2011c). A20項

「監査報告書の強調事項区分に次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由

<sup>8)</sup> ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、脚注7に示した日本公認会計士協会(2011b)の「付録2: 用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」(傍線筆者)に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

<sup>9)</sup> 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1):日本公認会計士協会(2011c)の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2):同A13項の「事象又は状況の発生が将来になる」はど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

なお、(2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。」(傍線筆者)

#### [制度 2-5] 一日本公認会計士協会 (2011c), A21項

「以下は、監査人が注記は適切であると判断した場合の<u>強調事項区分の記載例</u>である。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成X0年4月1日から平成X1年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、平成X1年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。| (傍線筆者)

ここで、まず問題になるのは、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、[制度2-4]の「(4)」で示されている「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)に見られる「当該重要な不確実性」が、何を意味するのか、という点である。この点を考察する上で、[制度2-4]の「(3)」を見ると、そこでは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」(傍線筆者)が示されている。この「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」を踏まえた上で、「制度2-4」の「(4)」では、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」が示されている。と考えられるので、

[制度 2-4 ] の「(4)」に見られる「当該重要な不確実性」は、記述の前後の関係から、[制度 2-4 ] の「(3)」に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を指している、と解釈できる。

そうすると、次の問題が生じる。それは、[制度2-4]の「(4)」に見られる「当該重要な不確実性」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、本節で「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈したところの、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」([制度2-1]及び[制度2-2]を参照)と異なる内容を指しているのか、という問題である。

ここで、[制度 2-1] に見られる、(1):「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」という記述や、(2):「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められること」という記述に注目すると、次のことがわかる。それは、財務諸表に注記される項目として、[制度 2-1] で想定されているのは、特定の「事象又は状況」であり、将来に「継続企業として存続できない状態」(日本公認会計士協会(2011c)、7項)になる可能性があるところの「会社それ自体」ではない、ということである。

そうすると、財務諸表に注記される項目として [制度2-1] で想定されているのが、特定の「事象又は状況」であることと整合するように、日本公認会計士協会(2011c)の内容を理解するためには、次のことを指摘する必要がある。それは、[制度2-4] 及び [制度2-5] を含め、日本公認会計士協会(2011c)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」については、「会社自体が継続企業として存続できない状態になる可能性」を想定している、と解釈するのではなく、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象の発生可能性」を想定している、と解釈する必要がある。ということである。

ここで、(1): ①: [制度 2-1] 及び [制度 2-2] に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」も、(2): [制度 2-4] 及び [制度 2-5] に見られる「継続企業の前提に関す

る重要な不確実性」も、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象の発生可能性」を想定している、と理解できることを踏まえ、また、(2):この2つの「不確実性」は、共に特定の「状況」を指していると解釈すれば、次のことが導かれる。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と同じ内容、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していると理解してよい、ということである。そのように理解する場合には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に見られる「継続企業の前提に関する」の意味が、より理解しやすくなるように、「継続企業の前提に関する」を、「会社の事業の継続に影響を与えるような、将来に発生する特定の事象の」と捉えておけばよい。

他方、日本公認会計士協会(2011a)の35項([制度2-6](1))では、「監査人は、継続企業の前提について、監査報告書に追記する場合には、強調事項区分」に次の内容を記載しなければならない」(傍線筆者)とされており、その「強調事項区分」に記載される内容として、[制度2-6](1)では、「(4)財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」が挙げられている。また、この[制度2-6](1)中の「(注)(2)の対応策及び(3)のうち…」以下の記述と対応するように、日本公認会計士協会(2011a)では、「文例30継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例として、「(文例①)対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法」([制度2-6](2))と、「(文例②)対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法」([制度2-6](3))が示されている。この[制度2-6](2)~(3)では、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない」との記述が見られる。

# [制度2-6] ―日本公認会計士協会(2011a), 35項,「継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例①~②

(1):「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に開示されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない(監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 1)。

監査人は、継続企業の前提について、監査報告書に追記する場合には、強調事項区分に次の内容を記載しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨
- (注)(2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。|(傍線筆者)

#### (2): 「強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は ·・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。 当該状況を解消し、又は改善するため・・・・をしてもなお・・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」((文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法)(傍線筆者)

#### (3): 「強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」((文例②) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法)(傍線筆者)

以上のように、(1): [制度 2-4] 及び [制度 2-6] (1)によると、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)が、監査報告書の「強調事項区分」に記載されることがわかる。また、(2): [制度 2-5] 中の「強調事項区分の記載例」には、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない」(傍線筆者)との記述が見られ、(3): [制度 2-6] (2)~(3)中の「強調事項」の文例には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない」(傍線筆者)との記述が見られることがわかる。

ここで、[制度 2-6]  $(1)\sim(3)$ で想定されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、[制度 2-4] 及び [制度 2-5] で想定されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と同じ意味を表していることを前提とすると、次の問題が生じる。1つ目は、①:当期の財務諸表との関係で問題にされているところの、[制度 2-4]  $\sim$  [制度 2-6]  $(1)\sim(3)$ に見られる「重要な不確実性の影響」が、何を意味しているのか、という問題である。また、2つ目は、②:「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)とは、どのようなことを意味しているのか、という問題である。

上記の①について言えば、筆者は、「(継続企業の前提に関する) 重要な不確実性の影響」の意味がわからない。よって、上記の②についての、「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」) ということの意味も、筆者にはわからない<sup>10)</sup>。

「(継続企業の前提に関する) 重要な不確実性の影響」が、何を意味しているのかわからないのであれば、意味がわからない表現を含んでいるところの、(1):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合に、監査報告書の「強調事項区分」に、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を記載するように監査人に求める[制度2-4]及び[制度2-6](1),及び(2):「重要な不確実性の影響」という表現が「強調事項区分の記載例」に見られる[制度2-5]、そして、(3):「重要な不確実性の影響」という表現が「強調事項」の文例に示されている[制度2-6](2)~(3)には、監査報告書の読み手の理解を困難にする点で、合理性がないことがわかる。そうであれば、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことになる。

- 3. 監査上の実務指針及び開示指針を原因として「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」の範囲が監査人及び経営者に狭く 理解されることによって生じる問題
- (1) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある場合の監査報告書の強調事項(追記情報)の記載例を踏まえた上で提起される問題

他方、監査報告書に「追記」することが求められる「継続企業の前提に関する事項」との関係で、前節に示した「制度2-5〕では、「強調事項」として、

<sup>10)</sup> 本文中の「上記の①について…筆者にはわからない。」までの記述は、坂柳(2015、159-164)に示したところの、2009年の監査基準改訂後に改正された、「継続企業の前提が疑わしい場合」に適用される開示規定や、監査上の実務指針に見られる、(1):「重要な不確実性の影響」が、何を意味しているのか、及び(2):「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)とは、どのようなことを意味しているのか、という問題について、考えられる解釈の合理性を考察した、坂柳(2015、165-166)の①~③の議論を踏まえた上での記述である。

「継続企業の前提に関する注記」が参照され、「会社」は「平成X0年4月1日から平成X1年3月31日までの事業年度」に「純損失××百万円を計上」し、「平成X1年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にある」ことが示されている。このように、ある会計期間に「純損失」が計上されている状況や、期末時点での「債務超過」の状況に注目して、「制度2-5」に見られるように、その会社に「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」がある、と主張することはできる。

しかし、ある会計期間に「純損失」が計上されている状況や、期末時点での「債務超過」の状況は、「既に発生している状況」であり、何かの「将来に発生する特定の事象」が示されているわけではない。他方、同じ [制度 2-5]には、前節において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈したところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という記述が見られるが、この「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問題になる場合には、上記の解釈に見られるように、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定されているはずである。

そうすると、前節で示した [制度2-5] については、次の問題を指摘することができる。それは、[1]: [制度2-5] においては、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定された上で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる状況が問題にされているにもかかわらず、[制度2-5]では、ある会計期間に「純損失」が計上されている状況や、期末時点での「債務超過」の状況のように、第1節で示した「Iの状況」、即ち、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」しか示されていないが、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、「Iの状況」とは異なる状況が例示される余地はあるのか、あるとしたら、それはどのような状況なのか、という問題である。

また, [制度 2-5] と同じく, 「強調事項」の記載例を示している [制度 2-6]  $(2)\sim(3)$ については、そこで想定されている「継続企業の前提に関する重要

な不確実性」が,[制度 2-5]で想定されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と同じ意味を表していることを前提にした上で,次の問題を指摘することができる。それは,[2]:[制度 2-6](2)~(3)においては,何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定された上で,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる状況が問題にされているにもかかわらず,[制度 2-6](2)~(3)では,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として,「・・・の状況」としか示されていないが,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として,[制度 2-5] に見られたような,「Iの状況」とは異なる状況が例示される余地はあるのか,あるとしたら,それはどのような状況なのか,という問題である。

そして、以下に示す日本公認会計士協会(2009b)の「Ⅲ 金融商品取引法監 査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1)連結財務諸表 に関する監査報告書 | の「④ 継続企業の前提(イ)追記情報の内容 | で示されて いる.(1):「(継続企業の前提に関する追記情報の文例1) | (「制度3-1](1)). 及び(2):「(継続企業の前提に関する追記情報の文例2:対応策及び継続企業の 前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該 当部分を参照する方法)」([制度 3-1](2)) については、そこに見られる「継 続企業の前提に関する重要な不確実性」が、本稿の前節での解釈と同様に、「会 社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度 以上ある状況」を指していることを前提にした上で、次の問題を指摘すること ができる。それは、「3]:これらの2つの文例においても、何かの「特定の事 象が将来に発生すること | が想定された上で、「継続企業の前提に関する重要 な不確実性」が認められる状況が問題にされているにもかかわらず、「制度3-1 ] (1)~(2)では. 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」と して、「・・・・の状況 | としか示されていないが、「制度2-5] に見られた ような.「Iの状況」とは異なる状況が例示される余地はあるのか. あるとし たら、それはどのような状況なのか、という問題である。

# [制度3-1] 一日本公認会計士協会 (2009b), (継続企業の前提に関する追記情報の文例1~2)

#### (1): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・・をしてもなお・・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」((継続企業の前提に関する追記情報の文例1))(傍線筆者)

#### (2): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は ····の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」((継続企業の前提に関する追記情報の文例2:対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法))(傍線筆者)

# (2) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある場合の財務諸表の注記 についての参考文例を踏まえた上で提起される問題

他方、日本公認会計士協会(2009a)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」も、本稿の前節での解釈と同様に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることを前提にした上で、日本公認会計士協会(2009a)が示している、

「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」を見てみよう。その「参考文例」は、(1):「〔連結財務諸表注記 文例1〕」([制度3-2](1))、及び(2):「〔連結財務諸表注記 文例2〕」([制度3-2](2))、そして、(3):「「財務諸表注記 文例3〕」(「制度3-2](3)) で

ある。

#### [制度3-2] 一日本公認会計士協会(2009a), 参考文例

#### (1):「〔連結財務諸表注記 文例1〕

当グループは、当連結会計年度において、○○百万円の当期純損失を計上した 結果、○○百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提 に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、○○株式会社に対し○○億円の第三者割当て増資を平成○年○月を目途に計画しています。また、 主力金融機関に対しては○○億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表明が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお,連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており,継続企業の前提に 関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。|(傍線筆者)

#### (2):「〔連結財務諸表注記 文例2〕

当グループは、○○株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は○○百万円であり、売上高全体の○○%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、○○株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成○年○月となっています。なお、この○○株式会社との交渉期限である平成○年○月以降には、○○株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお,連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており,継続企業の前提に 関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

#### (3):「〔財務諸表注記 文例3〕

当社は、前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、また、 当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大幅なマイナスとなっていま す。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存 在しています。 当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の○○事業からの撤退を○年○月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により○○名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の○%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに○○億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である ため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。| (傍線筆者)

この [制度 3-2]  $(1)\sim(3)$ については、次の問題を指摘することができる。それは、 [4]: [制度 3-2]  $(1)\sim(3)$ においては、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定された上で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる状況が問題にされているにもかかわらず、 [制度 3-2]  $(1)\sim(3)$ では、①: 「当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況([制度 3-2] (1))、②: 「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況([制度 3-2] (2))、そして、③: 「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況([制度 3-2] (3))のように、「Iの状況」しか示されていないが、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、「Iの状況」とは異なる状況が例示される余地はあるのか、あるとしたら、それはどのような状況なのか、という問題である。

# (3) 監査上の実務指針及び開示指針において「Iの状況」とは異なる状況が例示される余地はあるか

以上のように、本節の $(1)\sim(2)$ では、 $[1]\sim[4]$ の問題を提示した。この4つの問題をまとめると、[制度2-5]、[制度2-6]  $(2)\sim(3)$ 、[制度3-1]  $(1)\sim(2)$ 、そして「制度3-2]  $(1)\sim(3)$ において、「Iの状況」とは異なる状況が、

「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、例示される余地はあるのか、あるとしたら、それはどのような状況なのか、という問題になる。この問題は、[制度 2-6] (2)~(3)、[制度 3-1] (1)~(2)、そして [制度 3-2] (1)~(3)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、これらの監査上の実務指針及び開示指針に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出すことはないのか、という疑問に基づいて、上記の監査上の実務指針及び開示指針に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」の範囲について提起された問題である。

この問題について、[制度 2-5]、[制度 2-6]  $(2)\sim(3)$ 、[制度 3-1]  $(1)\sim(2)$ 、

そして [制度 3-2] (1)~(3)において,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として,「「Iの状況」とは異なる状況」(本節では,「状況 X」とする)が例示される余地があるのに,そのような「状況 X」が例示されていなければ,次の問題が生じる可能性がある。それは,上記の監査上の実務指針及び開示指針において,そのような例示がなされていないことを原因として,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」の範囲が,監査人及び経営者に狭く理解されることによって,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせない」状況として,財務諸表の注記及び監査報告書の強調事項(追記情報)を通じて,利害関係者に伝達されることになる,という問題である $^{11}$ 。

この問題は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、

<sup>11)</sup> 本文で示した問題に対して、「[制度 2-5]、[制度 2-6] (2)~(3)、[制度 3-1] (1)~(2)、そして [制度 3-2] (1)~(3)は、監査人、あるいは経営者の行動を制約する制度ではないので、本文で示された問題は起こらない」旨の反論を行う論者がいるかもしれない。しかし、[制度 2-5] 等の上記の制度が、監査人、あるいは経営者の行動を制約する制度ではないと解釈した場合でも、①:監査人が監査報告書の強調事項(追記情報)の内容を記載する上での指針を作るために、また、②:経営者が財務諸表の注記を行う際の指針を作るために、[制度 2-5] 等の上記の制度において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、「状況 X」が例示される余地はあるのか、という問題を考察する必要がある。

「状況 X」が、監査上の実務指針及び開示指針において例示される余地がなければ生じない。従って、この問題が生じるかどうかは、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、「状況 X」が、監査上の実務指針及び開示指針において例示される余地があるかどうかに依存することになるが、果たして、このような「状況 X」は、監査上の実務指針及び開示指針において例示される余地があるのだろうか。

## 4. 監査上の実務指針及び開示指針において「Ⅱの状況」が例示される 余地

#### (1) 株式会社エムジーホームの財務諸表の注記及び監査報告書の事例

前節の(3)で示した問題を考察するに当たって、まず、株式会社エムジーホーム(以下、「エムジーホーム」とする)の2009年個別財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する重要な事項】)([事例 4-1 ])を見てみよう $^{12}$ )。この[事例 4-1 ]では、(1):「当社」が「最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上して」いる状況と、(2):「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況が示された上で、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる旨の記述がなされている。

<sup>12)</sup> 企業会計審議会 (2009) の「監査基準の改訂について」の「三 実施時期等 1」では、「改訂監査基準は、平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。…」とされている。従って、2009年改訂監査基準及び関連実務指針は、エムジーホームの財務諸表についての監査報告書の作成に当たっても、適用される。なお、エムジーホームの財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、エムジーホームの財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

#### 「事例4-1] ―エムジーホームの2009年個別財務諸表の注記

「当社は、最近におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。また、今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

当社はこのような状況を $\underline{m}$  するため、事業の再構築を図るべく $\underline{+}$  画を策定いたしました。

その主な内容は以下のとおりであります。

- 1. 本社を名古屋南支店内に移転し本社経費の削減を図るとともに岐阜支店を 一宮支店に統合、岡崎支店・名古屋東支店を名古屋南支店に統合しており、 コスト削減を図るとともに本支店の統合を受け人員の適正化を行っておりま す。
- 2. 当社社員による販売体制を強化し、広告宣伝費や販売手数料を含む全ての項目に亘ってコストダウンを図ります。
- 3. 顧客のニーズにあった商品企画を徹底しコスト増なく好まれる物件開発を 行います。
- 4. 過度な仕入先行を行わず経営の効率化・スリム化を果たします。
- 5. 金融機関との良好な関係を継続して維持することにより、今後の販売状況 から生ずる資金需要に応じた支援を得られるように致します。

なお、この<u>計画</u>に基づく<u>対応策</u>は<u>現在進行中</u>でありますが、マンション需要の回復や金融機関の支援などに依存しており、なお<u>継続企業の前提に関する重要な</u>不確実性が認められます。

財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。|(傍線筆者)

他方、「事例 4-1 ] を踏まえると、そこに見られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況は、「事例 4-1 ] 中の 1 .  $\sim 5$  . に示されている内容を伴う「計画」によって、「解消」されることが期待されていることがわかる。しかし、「事例 4-1 ] では、そのような「計画」に基づく「対応策」が「現在進行中」であるが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている。

このように, [事例4-1] において, エムジーホームの「計画」, 及びその「計

画」に基づく「対応策」についての状況が記述された後で、「継続企業の前提に関する不確実性」が問題にされていることを踏まえると、次のことがわかる。それは、[事例 4-1] 中の 1.~  $\sim 5.~$  に示されている内容を伴う「計画」によって、「解消」されることが期待されている状況は、「計画」に基づく「対応策」が「現在進行中」であるために、結果として「解消」されないまま、なおも「継続企業の前提に関する重要な不確実性」として存在している、ということである。

ここで、「事例4-1〕において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」 として存在しているところの、エムジーホームの「計画」によって「解消」さ れることが期待されている状況は、同社の「継続企業の前提に重要な疑義が存 在して」いる状況であるが、その状況を生み出すのは、(1):「当社」が「最近 におけるマンション市況悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営 業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上して」いる状況と.(2): 「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能 性」がある状況、の2つである。このうち、「継続企業の前提に関する重要な 不確実性 | において想定されているところの、何かの「特定の事象が将来に発 生すること」が含まれているのは、「今後のマンション需要」という「将来に 発生する特定の事象 | が示されている。(2)の「今後のマンション需要回復の不 |透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性 | がある状況である。そうする と、「事例4-1」に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、 ①:エムジーホームの「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況を 生み出すところの、また、②:同社の「計画」に基づく「対応策」は「現在進 行中」であるが、なおも存在しているところの、「今後のマンション需要回復 の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性 | がある状況を指している. ということになる。

この「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況は、[事例 4-1] に見られる「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況のうち、「当社」が「最近におけるマンション市況

悪化の影響を受け、当事業年度において、連続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上して」いる状況のような、「I の状況」ではなく、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況である<sup>13)</sup>。このような、第1 節で示した「I の状況」は、ここまでの分析を踏まえると、[1]:エムジーホームの「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況であると同時に、[2]:[事例4-1] 中の1. ~5. に示されている内容を伴う「計画」に基づく「対応策」は「現在進行中」であるが、なおも存在しているところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」でもあることがわかる。

他方、エムジーホームの2009年個別財務諸表についての監査報告書には、次のように記されている([事例4-2])。この[事例4-2]では、エムジーホームの「継続企業の前提に関する重要な事項」([事例4-1])が参照された上で、同社が「継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上」していることと共に、「今後のマンション需要回復の不透明性が会社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」があることによって、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している」旨が示されている。

#### 「事例4-2] -エムジーホームの2009年監査報告書

「当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムジーホームの平成21年3月31日現

<sup>13) [</sup>事例 4-1] 中の「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに整響を及ぼす可能性」(傍線筆者)という記述を踏まえると、[事例 4-1] では、「今後のマンション需要」が「回復しない」という意味の「将来に発生する特定の事象」が、エムジーホームの「資金繰りに影響を及ぼす」ことによって、同社の事業の継続に影響を与えることが想定されている、と解釈できる。また、「継続企業の前提に関する重要な事項」([事例 4-1])が参照されているところの、後述するエムジーホームの2009年個別財務諸表についての監査報告書においても、「今後のマンション需要」が「回復しない」という意味の「将来に発生する特定の事象」が、エムジーホームの「資金繰りに影響を及ぼす」ことによって、同社の事業の継続に影響を与えることが想定されている、と解釈できる。

在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する重要な事項に記載のとおり、会社は継続的に営業 損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上するとともに今後のマン ション需要回復の不透明性が会社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があるこ とから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在してい る。当該状況を解消し、又は改善するための計画は現在進行中であるが、マ ンション需要の回復や金融機関の支援などに依存しており、現時点では継続 企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前 提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反 映されていない。

…」(傍線筆者)

また、[事例4-2] では、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を「解消し、又は改善するための計画は現在進行中である」が、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている。この記述との関係で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が何を指しているのかが問題になるが、この[事例4-2]では、「継続企業の前提に関する重要な事項」([事例4-1])が参照されているので、[事例4-2]中の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は、[事例4-1]中の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容と同じである、ということになる。従って、先ほど指摘したように、「事例4-1]中の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、エムジーホームの「計画」に基づく「対応策」は「現在進行中」であるが、なおも存在しているところの、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指しているので、「事例4-2]中の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」も、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況を指していることになる。

そうすると、[事例 4-2] 中の「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況も、エムジーホームが「継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上」している状況のような、「I の状況」ではなく、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況である。このような「I の状況」は、[事例 4-2] を踏まえると、①:「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」であると同時に、②:「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を「解消し、又は改善するための計画は現在進行中である」が、なおも存在しているところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」でもあることがわかる。

ここで、以上の議論を踏まえると、前節の(3)に示したような、監査上の実務指針及び開示指針において、「Iの状況」とは異なる状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、例示される余地はあるのか、という問題に対しては、次のことが言える。それは、「事例 4 - 1 〕及び「事例 4 - 2 ]から示唆を得て、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況、あるいは「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況を想定することができるので、このような「Ⅱの状況」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、監査上の実務指針及び開示指針、即ち、「制度 2 - 5 ]、「制度 2 - 6 ](2)~(3)、「制度 3 - 1 ](1)~(2)、「制度 3 - 2 ](1)~(3)において、例示される余地がある、ということである。

### (2) 世界長株式会社の財務諸表の注記及び監査報告書の事例

他方、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問題にされていないところの、日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1)連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(4)追記情報の内容」に見られる、「(継続企業の前

提に関する追記情報の文例)」([制度 4-1 ])では,「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として,「………の状況」としか示されていないが,ここでは,次の問題が生じる。それは,この「………の状況」として,本節の(1)で見たような,「 $\Pi$ の状況」が例示される余地はあるのか,という問題である。

[制度 4-1] 一日本公認会計士協会 (2003), (継続企業の前提に関する追記情報の 文例)

#### 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は……の状況にあり、 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画 等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成され ており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍 線筆者)

また、日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」<sup>14)</sup>では、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況として、(1):「〔連結財務諸表注記文例1〕」に見られる「当連結会計年度において、○○百万円の当期純損失を計上した結果、○○百万円の債務超過になって」いる状況、及び(2):「〔連結財務諸表注記文例2〕」に見られる「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況、そして、(3):「〔財務諸表注記文例3〕」に見られる「前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況のような、「Iの状況」が想定されているが、この日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」については、次の問題が生じる。それは、日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」で示されている、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在

<sup>14)</sup> 日本公認会計士協会 (2002) の「参考文例」については、坂柳 (2015, 153-154) に示した [制度3-1] を参照。

して」いる状況を生み出す状況として、上記の $(1)\sim(3)$ に見られるような「Iの状況」とは異なる、本節の(1)で見たような、「IIの状況」が例示される余地はあるのか、という問題である。

以上の2つの問題を考察する上で、まず、以下に示す世界長株式会社(以下、「世界長」とする)の2003年連結財務諸表についての注記(「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」)を見てみよう([事例4-3])<sup>15)</sup>。この[事例4-3]においては、「当社」が「当連結会計年度末において、39億16百万円の長期借入金を有して」おり、「当連結会計年度中に実施した早期退職者に対する退職金のうち半額が平成15年7月及び平成16年7月の2分割にて支払われることとなっているため、借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況が示されているが、[事例4-3]によると、この「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況によって、「当社」に「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いることがわかる。

#### 「事例4-3] 一世界長の2003年連結財務諸表の注記

「当社グループでは平成14年2月に策定した「事業構造再編計画」に基づき、同年4月に「中期5ヶ年計画」を策定し、営業力と収益力の強化に努めてまいりました。しかしながら、事業環境は予想をはるかに上回るスピードで変化し、デフレの進行が深刻化するなか、需要の低迷は長期化の様相を呈しております。そうした環境のもと、当社は、当連結会計年度末において、39億16百万円の長期借入金を有しており、また、当連結会計年度中に実施した早期退職者に対する退職金のうち半額が平成15年7月及び平成16年7月の2分割にて支払われることとなっているため、借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性があります。これにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、当社グループはそのような状況に陥らないよう、経営管理体

<sup>15)</sup> 世界長の財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、同社の『有価証券報告書総覧』 (2003年版) より入手した。また、世界長の財務諸表の注記及び監査報告書の事例についても、議論に必要な部分のみを示す。

制の一段の強化を図り、計画を確実に実行してまいります。当社グループは、「事業構造再編計画」に基づき、グループ事業の再編、有利子負債の削減、新規ブランドの導入、たな卸資産の在庫圧縮、債権管理の強化、経費の削減、また、平成14年7月に業務提携及び資本提携先であるペガサス インターナショナル ホールディングス リミテッドへの第三者割当増資の実施等により、収益の確保と経営効率の徹底追及を実行してまいりました。さらに、平成15年5月14日に「中期5ヶ年計画」を改訂しその確実な遂行により、さらなる安定的な財務基盤を確立し、翌連結会計年度においては、早期退職者に対する退職金の分割支払額3億17百万円控除後のキャッシュ・フロー9億12百万円を計画し、長期借入金返済額5億27百万円に充当することとしております。その他に新たな資金調達の可能性についても検討・交渉を開始しております。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。|(傍線筆者)

このように、[事例 4-3] では、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況が示されている。また、以下に示す世界長の2003年連結財務諸表についての監査報告書([事例 4-4])においても、「追記情報」として、「継続企業の前提に関する注記」が参照された上で、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況が示されている。

#### [事例4-4] 一世界長の2003年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界長株式会社及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。|(傍線筆者)

この「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況は、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況である。そうすると、「事例4-3」及び「事例4-4」から示唆を得て、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況を想定することができるので、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問題にされていないところの、「制度4-1」及び日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」で示されている、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況においても、「Ⅱの状況」が例示される余地があることになる。

### 5. 本稿の結論, 貢献, 今後の課題

本稿では、現行監査基準の「第四報告基準 六継続企業の前提 1」において、「追記」の対象になるとされていた、「継続企業の前提に関する事項」との関係で、(1):まず、監査基準委員会報告書570(日本公認会計士協会(2011c))及び監査・保証実務委員会実務指針第85号(日本公認会計士協会(2011a))に見られるところの、「重要な不確実性の影響(を財務諸表に反映していない)」(又は「重要な不確実性の影響(は財務諸表に反映されていない)」)が、何を意味しているのか、という問題を考察した。また、本稿では、(2):「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が

適切である」と監査人が判断しており、監査上の「除外事項」はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積もりの合理性を監査人が判断できない状況」もない場合に、その監査人が対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える(与えている)影響」として考慮する余地があるのか、という問題も考察した。以上に示した(1)~(2)の問題は、紙幅の都合により、坂柳(2014)及び坂柳(2015)では考察できなかった。

そして、第2節では、上記の(1)の問題について、[1]:「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」の意味がわからないこと、及び [2]:「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)ということの意味もわからないことが示された。このことが、本稿の1つ目の結論である。また、第2節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことが示された。このことが、本稿の2つ目の結論である。

他方、第3節では、監査報告書に「追記」される「継続企業の前提に関する事項」との関係で、[制度2-5]、[制度2-6] (2)~(3)、[制度3-1] (1)~(2)、そして [制度3-2] (1)~(3)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、これらの監査上の実務指針及び開示指針に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出すことはないのか、という疑問に基づいて、次の問題を提起した。それは、これらの監査上の実務指針及び開示指針において、「I の状況」、即ち、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」とは異なる状況が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として、例示される余地はあるのか、あるとしたら、それはどのような状況なのか、という問題である。この

問題の考察は、第4節の(1)で行われた。

その第4節の(1)では、「事例4-1]及び「事例4-2]に見られるような、「継 続企業の前提に重要な疑義が存在して | いる状況. あるいは「継続企業の前提 に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出すところの、「今後のマンショ ン需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性 |がある状況は. 「今後のマンション需要」という「将来に発生する特定の事象」が示されてい るところの期末に存在している状況であり、同時に、同社の「計画」に基づく 「対応策」は「現在進行中」であるが、なおも存在しているところの、「継続 企業の前提に関する重要な不確実性 | でもあることを指摘した。そして、「事 例4-1] 及び[事例4-2] を踏まえると、「継続企業の前提に重要な疑義が 存在して」いる状況. あるいは「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよ うな状況 | として、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰り に影響を及ぼす可能性」がある状況に見られるような、「Ⅱの状況」を想定す ることができるので、このような「Ⅱの状況」が、「継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような状況 | として、監査上の実務指針及び開示指針、即ち、 「制度 2-5 ]. 「制度 2-6 ]  $(2)\sim(3)$ . 「制度 3-1 ]  $(1)\sim(2)$ . 「制度 3-2 ]  $(1)\sim$ (3)において、例示される余地があることを指摘した。この点が、本稿の3つ目 の結論である。

さらに、第4節の(2)では、第4節の(1)で導かれた本稿の3つ目の結論を踏まえて、次の問題を考察した。それは、[制度4-1]及び日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」で示されている、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として、「Iの状況」とは異なる、上で述べたような「Iの状況」が例示される余地はあるのか、という問題である。

この問題について、[事例 4-3] 及び [事例 4-4] に見られる、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達に関し困難がともなう可能性」がある状況は、「借入金の返済条項の履行及び新たな資金調達」という「将来に発生する特定の事象」が示されているところの期末に存在している状況である。従って、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問題にされていないところの.

[制度 4-1] 及び日本公認会計士協会 (2002) の「参考文例」で示されている,「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す状況として,このような「 $\Pi$  の状況」が例示される余地があることになる。この点が,本稿の 4 つ目の結論である。

他方、本稿の第2節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継 続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である | と判断している監査人が. その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要 な不確実性の影響 | を. 「財務諸表に与える影響 | として考慮する余地はない ことが示されたが、このことは、(1):「制度2-4] 及び「制度2-6](1)にお いて、監査報告書の「強調事項区分」に記載される事項として示されている。 「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」及び(2):「制度 2-5] において、「強調事項区分の記載例」に見られるところの、「このよう な重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない という記述 そして. (3):「制度2-6](2)~(3)において,「強調事項」の文例に見られるところの,「こ のような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない」という記 述は、不要であることを意味する。監査人がその対応を決定する上で、当期の 財務諸表との関係で問題にされている「影響」を考慮するかどうか、という点 について言えば、国際監査基準 (ISA) 570のA21項 (IFAC (2009. 571)) 中 の「事項の強調区分」の記載例では、当期の財務諸表との関係で問題にされて いる「影響」は、示されていない $^{16}$ )。本稿の第2節の考察を踏まえると、当期

<sup>16)</sup> ISA570のA21項(IFAC (2009, 571))で示されている「事項の強調区分」の記載例は、次の通りである。また、詳しくは参照頂きたいが、例えば、(1): IFAC (1994, 188) で示されているISA570の16項中の「事項の強調区分」の記載例や、(2): IFAC (2000, 317-318) で示されているISA570の33項中の「事項の強調区分」の記載例においても、当期の財務諸表との関係で問題にされている「影響」は、示されていない。

<sup>「</sup>我々の意見を限定することなしに、我々は、会社が20X1年12月31日をもって終了する年度にZZZの純損失を被ったこと、そして、その時点において、会社の流動負債が、その総資産をYYYだけ超過したことを示している財務諸表の脚注Xに対する注意を喚起する。これらの状況は、脚注Xに示されている他の事項と共に、会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について重大な疑義を投げかけ

の財務諸表との関係で問題にされている「影響」が示されていないところの、 ISA570のA21項中の「事項の強調区分」の記載例は、正しいことがわかる。

このように、本稿は、将来の監査制度設計に当たって、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者が作成した財務諸表が、一般に認められた会計原則(会計基準)に準拠して作成されているかどうかについての監査人の「意見表明」以外の「情報提供」として示される内容一現行監査基準の「第四報告基準 六 継続企業の前提 1」について言えば、監査報告書に「追記」することが求められる「継続企業の前提に関する事項」一として、「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)旨の記述は不要であることを示した。この点が、本稿の1つ目の貢献である。

また、第4節の(2)で考察したように、[制度4-1] 及び日本公認会計士協会 (2002) の「参考文例」で示されている、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のように、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問題にされていない場合であっても、「 $\Pi$ の状況」は、例示される余地があった。そうすると、第4節の(1)の考察結果も踏まえると、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況の形に見られる、「継続企業の前提が疑わしい」状況は、「 $\Pi$ の状況」と「 $\Pi$ の状況」の2つに分けられることになる([図表]を参照)。

[図表]	<b>-2つの</b>	「継続企業の前提が疑わしい」	状況
1121421	Z 201	かどかだ   F   ラピマノ Bリ 1 な か * 失た 1 ノ し マ ´	1/1////

「継続企業の前提が	Iの状況	将来に発生する特定の事象が示されてい ないところの期末に存在している状況
疑わしい」状況	Ⅱの状況	将来に発生する特定の事象が示されてい るところの期末に存在している状況

るかもしれない重要な不確実性の存在を示している。|

ここで、第4節の(1)~(2)の考察を踏まえると、次のことがわかる。それは、 [制度 2-5]、[制度 2-6] (2)~(3)、[制度 3-1] (1)~(2)、[制度 3-2] (1)~(3)、及び [制度 4-1],日本公認会計士協会(2002)の「参考文例」において、 「 $\Pi$ の状況」が「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す状況として例示されれば、そのような例示がなされていないことを原因として、「継続企業の前提が疑わしい」状況の範囲が、監査人及び経営者に狭く理解されることによって、「継続企業の前提が疑わしい状況」を生み出すはずの状況が、「継続企業の前提が疑わしい状況」を生み出さない状況として、財務諸表の注記及び監査報告書の強調事項(追記情報)を通じて、利害関係者に伝達されることになる、という問題は解決される、ということである。

このように、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す「Ⅱの状況」が、 監査上の実務指針及び開示基準において例示される余地があることを示した本 稿は、将来の開示制度及び監査制度が抱える可能性がある上記の問題が、解決 できることを明らかにした。この点が、本稿の2つ目の貢献である。

他方、第4節の(1)で示したように、[事例4-1] 及び [事例4-2] について言えば、「今後のマンション需要回復の不透明性が当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性」がある状況は、「II の状況」であり、同時に、同社の「計画」に基づく「対応策」は「現在進行中」であるが、なおも存在しているところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」でもあった。このことは、[事例4-1] 及び [事例4-2] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義が存在して」いる状況、あるいは「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」状況を生み出す「II の状況」を指していることを意味する。

そうすると、[事例4-1] 及び [事例4-2] に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、企業会計審議会(2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を意味する、という前提のもとでは、[事例4-1] 及び[事例4-2] から示唆を得て、次のことが言える。それは、企業会計審議会

(2009)、そして2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「IIの状況」として、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれる、ということである。もし、このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「IIの状況」として「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれるのであれば、経営者及び監査人は、財務諸表の注記及び監査報告書に、「IIの状況」を「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」として記載すれば十分であり、あえて「継続企業の前提に関する重要な不確実性」として記載する必要はない、という考えが成立する。

このように、本稿は、開示制度及び監査制度上で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が問題にされているかどうかに関係なく、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況の形に見られる、「継続企業の前提が疑わしい」状況を、先の[図表]に示したように、「Iの状況」と「IIの状況」の2つに分けることによって、企業会計審議会(2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の存在意義を問い直した。この点が、本稿の3つ目の貢献である。

ここで、本稿の3つ目の貢献との関係で、次の3つの問題が生じる。それは、 先ほど示したような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「IIの状況」として「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」に含まれる旨の考えと対比して、(1):「IIの状況」には該当しない「継続企業の前提に関する重要な不確実性」はあるのか、(2):もし、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」があるとしたら、それは、本稿の第2節で解釈したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を意味しない「継続企業の前提に関する重要な不確実性」なのか、それとも、(3):そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」があるとしたら、それは、「IIの状況」には該当しないだけで、や はり「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が 一定程度以上ある状況」を意味する「継続企業の前提に関する重要な不確実性」 なのか、という問題である。

本稿の第4節の(1)~(2)では、監査上の実務指針及び開示指針において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況の形に見られる、「継続企業の前提が疑わしい」状況の範囲が明確にされているか、という問題を考察した。それに対して、上記の(1)~(3)の問題は、企業会計審議会(2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の範囲が明確にされているか、という点を問い直すために考察される問題であり、上記の(1)~(3)の問題を、財務諸表の注記及び監査報告書の記述を用いて考察することが、今後の課題である。

#### [引用文献]

AAA (1957), American Accounting Association (AAA), "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements—1957 Revision," *The Accounting Review*, Vol.32 No.4, October 1957.

IFAC (1994), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: IFAC Handbook 1994, Technical Pronouncements, New York: IFAC, July 1994.

IFAC (2000), IFAC, ISA 570, *Going Concern*, in: IFAC Handbook 2000, Technical Pronouncements: Ethics and International Standards on Auditing, New York: IFAC, July 2000.

IFAC (2009), IFAC, ISA 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

企業会計審議会(2009),企業会計審議会,「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2012), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応―無限 定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して―」、『商学討究』(小樽商科大学), 第63巻第2・3合併号, 2012年12月.

坂柳 (2014), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一財務 諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1)一」,『商学討究』(小樽商 科大学),第65巻第2・3合併号,2014年12月.

坂柳 (2015), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一財務 諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(2)一」,『商学討究』(小樽商 科大学),第65巻第4号,2015年3月.

日本公認会計士協会 (2002), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号,「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告 第74号,「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告 第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針」, 2009年4月21日改正,

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査·保証実務委員会実務 指針第85号,「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書 (序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語 | 2011年12月22日.

日本公認会計士協会(2011c), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570,「継 続企業」, 2011年12月22日.